

# 北九州市公報

発 行 所  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北 九 州 市 役 所

## 目 次

### ◇ 告 示

- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 3
- 道路の供用開始【建設局総務部管理課】 4
- 道路の区域決定【建設局総務部管理課】 5
- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 7
- 道路の供用開始【建設局総務部管理課】 1 8
- 河川工事の完了【建設局河川部水環境課】 2 2
- 河川工事の実施（2 件）【建設局河川部水環境課】 2 3
- 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 2 7
- 徴収事務の委託（4 件）【建設局公園緑地部公園管理課】 2 8
- 北九州広域都市計画公園の変更【建設局公園緑地部緑政課】 3 2

### ◇ 訓 令

- 北九州市電気工作物保安規程の一部を改正する訓令【建築都市局建築部電気設備課】 3 3

### ◇ 消 防 局

- 北九州市消防職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令【消防局総務部人事課】 3 4

◇ 教育委員会

- 北九州市電気工作物保安規程の一部を改正する訓令【建築都市局建築部電気設備課】

33

北九州市告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成30年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
200	200号	前	北九州市八幡西区黒崎三丁目42番8から 北九州市八幡西区大字野面269番3地先まで	11.0 ～ 46.4	14,501.0
		後	北九州市八幡西区筒井町3番1地先から 北九州市八幡西区大字野面269番3地先まで	10.6 ～ 51.3	14,609.5

北九州市告示第 80 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり平成 30 年 3 月 29 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 30 年 3 月 29 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
200	200号	北九州市八幡西区筒井町3番1地先から 北九州市八幡西区大字野面269番3地先まで

北九州市告示第 8 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 3 0 年 3 月 2 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
3 2 8 1	吉志 2 4 0 号 線	門司区吉志五丁目 1 1 9 4 番 4 地先から 門司区吉志五丁目 1 1 7 7 番 2 地先まで	6. 0	100. 9
1 3 0 2	上吉田 1 5 号 線	小倉南区上吉田一丁目 8 1 7 番 3 地先から 小倉南区上吉田一丁目 8 3 2 番 2 地先まで	2. 1 ～ 5. 1	280. 9
2 8 9 4	徳力 2 8 号線	小倉南区大字徳力 7 3 3 番 1 6 地先から 小倉南区徳力二丁目 7 2 5 番 5 地先まで	4. 3 ～ 7. 2	181. 8
3 8 7 2	塩屋 1 7 5 号 線	若松区大字塩屋 3 5 番 2 から 若松区大字塩屋 3 4 番まで	6. 0	57. 1
2 0 0 0	中央尾 倉 1 号 線	八幡東区春の町五丁目 1 6 番 1 8 地先から 八幡東区東田二丁目 2 番 1 2 4 地先まで	2. 1 ～ 14. 4	365. 9
2 1 0 2	西本町 3 8 号	八幡東区西本町三丁目 7 番地 先から	4. 0 ～	50. 7

	線	八幡東区西本町三丁目3番1 地先まで	6.0	
2104	山路2 0号線	八幡東区山路二丁目1237 番1地先から 八幡東区山路二丁目1242 番12地先まで	2.9 ～ 3.9	73.9
2105	山路2 1号線	八幡東区山路二丁目1242 番5地先から 八幡東区山路二丁目1245 番1地先まで	2.9 ～ 3.6	52.5
2106	山路2 2号線	八幡東区山路二丁目1242 番12地先から 八幡東区山路二丁目1245 番5地先まで	2.9 ～ 3.3	58.1
6611	香月西 17号 線	八幡西区香月西二丁目179 6番3地先から 八幡西区香月西二丁目184 9番3地先まで	5.9 ～ 6.8	121.5
6612	香月西 18号 線	八幡西区香月西二丁目183 9番4地先から 八幡西区香月西二丁目181 3番1地先まで	5.9 ～ 6.3	127.0

北九州市告示第 8 2 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 30 年 3 月 29 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更 前後 の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
7 3 3	社ノ木 上藤松 1 号線	前	門司区社ノ木一丁目 2 番 1 地先から 門司区上藤松一丁目 1 4 7 4 番 5 地先まで	7.5 ～ 15.2	1,755.6
		後	門司区社ノ木一丁目 2 番 1 地先から 門司区上藤松一丁目 1 4 7 4 番 5 地先まで	7.5 ～ 15.2	1,754.1
1 1 2 7	稲積 2 号線	前	門司区稲積一丁目 9 番 8 地 先から 門司区稲積一丁目 1 番 1 地 先まで	5.5 ～ 7.0	346.7
		後	門司区稲積一丁目 9 番 8 地 先から 門司区稲積一丁目 1 番 1 地 先まで	5.5 ～ 7.0	346.8
1 4 7 9	吉志 1 0 8 号 線	前	門司区大字吉志 1 1 9 0 番 1 地先から 門司区大字吉志 1 1 9 4 番 地先まで	1.0 ～ 4.4	129.9

		後	門司区大字吉志 1 1 9 0 番 1 地先から 門司区吉志五丁目 1 1 9 4 番 9 地先まで	1.0 ～ 6.0	104.5
1 5 1 0	吉志 1 3 9 号 線	前	門司区大字吉志 1 1 0 2 番 6 地先から 門司区大字吉志 1 2 3 1 番 1 地先まで	6.5 ～ 13.1	782.1
		後	門司区大字吉志 1 1 0 2 番 6 地先から 門司区大字吉志 1 2 3 1 番 1 地先まで	6.5 ～ 13.1	782.1
7 0 9	宇佐町 大畠 1 号線	前	小倉北区宇佐町一丁目 2 0 8 番 1 1 地先から 小倉北区大畠二丁目 8 9 1 番 8 地先まで	5.3 ～ 55.9	953.7
		後	小倉北区宇佐町一丁目 2 0 8 番 1 1 地先から 小倉北区大畠二丁目 8 9 1 番 8 地先まで	5.3 ～ 55.9	953.7
7 4 6	下到津 都 1 号 線	前	小倉北区下到津一丁目 1 4 7 番 5 地先から 小倉北区都一丁目 1 0 9 4 番 2 地先まで	2.6 ～ 15.9	771.8
		後	小倉北区下到津四丁目 1 4 7 番 5 地先から 小倉北区都一丁目 1 0 9 4 番 2 地先まで	2.6 ～ 15.9	770.9
1 3 0 1	宇佐町 1 号線	前	小倉北区宇佐町一丁目 2 1 4 番 1 地先から 小倉北区宇佐町一丁目 1 6 7 番 2 1 地先まで	2.1 ～ 6.0	232.6



		後	小倉北区宇佐町一丁目 2 1 4 番 1 地先から 小倉北区宇佐町一丁目 1 6 7 番 2 1 地先まで	2.1 ～ 6.0	232.2
1 9 9 2	山門町 5 号線	前	小倉北区山門町 4 5 5 番 2 地先から 小倉北区山門町 4 5 2 番 1 地先まで	1.2 ～ 9.8	136.0
		後	小倉北区山門町 4 5 5 番 2 地先から 小倉北区山門町 4 7 5 番 1 地先まで	1.2 ～ 9.8	135.2
2 8 8 7	徳力 2 1 号線	前	小倉南区大字徳力 7 1 0 番 1 地先から 小倉南区大字徳力 9 2 5 番 4 1 地先まで	2.3 ～ 8.4	141.0
		後	小倉南区徳力二丁目 7 1 0 番 7 地先から 小倉南区大字徳力 9 2 5 番 4 1 地先まで	2.3 ～ 6.2	141.4
2 8 8 8	徳力 2 2 号線	前	小倉南区大字徳力 7 0 1 番 3 地先から 小倉南区大字徳力 9 1 7 番 地先まで	1.9 ～ 7.3	409.4
		後	小倉南区大字徳力 7 0 1 番 3 地先から 小倉南区大字徳力 9 1 7 番 地先まで	1.9 ～ 6.1	407.0
2 8 9 4	徳力 2 8 号線	前	小倉南区大字徳力 7 3 3 番 1 6 地先から 小倉南区大字徳力 7 2 3 番 1 地先まで	4.3 ～ 6.5	109.7

		後	小倉南区大字徳力 7 3 3 番 1 6 地先から 小倉南区徳力二丁目 7 2 5 番 5 地先まで	4.3 ～ 7.2	181.8
3 5 8 8	沼緑町 1 5 号 線	前	小倉南区葛原東二丁目 1 1 9 7 番地先から 小倉南区沼緑町三丁目 5 9 8 番 5 地先まで	1.2 ～ 7.1	496.8
		後	小倉南区葛原東二丁目 1 1 9 7 番地先から 小倉南区沼緑町三丁目 5 9 8 番 5 地先まで	1.2 ～ 7.1	496.5
5 1 5 5	徳力 8 9 号線	前	小倉南区徳力二丁目 7 0 6 番 2 地先から 小倉南区徳力二丁目 7 2 8 番 1 地先まで	4.0 ～ 6.1	63.6
		後	小倉南区徳力二丁目 7 0 6 番 2 地先から 小倉南区徳力二丁目 7 2 8 番 1 地先まで	4.0 ～ 6.3	63.6
5 1 9 7	上吉田 9 1 号 線	前	小倉南区上吉田一丁目 9 0 1 番 2 地先から 小倉南区上吉田一丁目 9 1 2 番 4 地先まで	5.0	105.7
		後	小倉南区上吉田一丁目 9 0 1 番 2 地先から 小倉南区上吉田一丁目 9 1 2 番 4 地先まで	5.0 ～ 5.3	105.3
5 6 5 2	上吉田 9 6 号 線	前	小倉南区上吉田一丁目 9 1 3 番 4 地先から 小倉南区上吉田一丁目 9 1 6 番 1 4 地先まで	6.0	87.5

		後	小倉南区上吉田一丁目 9 1 3 番 4 地先から 小倉南区上吉田一丁目 9 1 6 番 1 4 地先まで	6.0 ~ 5.1	88.0
3 0 7 1	本町 3 1 号線	前	若松区本町三丁目 5 4 8 番 6 1 地先から 若松区本町三丁目 5 7 1 番 1 地先まで	2.5 ~ 5.1	119.9
		後	若松区本町三丁目 5 4 8 番 6 1 地先から 若松区本町三丁目 5 7 1 番 1 地先まで	3.2 ~ 5.1	120.5
3 0 7 8	本町 3 8 号線	前	若松区本町三丁目 5 6 3 番 地先から 若松区本町三丁目 6 1 6 番 3 地先まで	7.1 ~ 7.7	146.2
		後	若松区本町三丁目 5 6 3 番 地先から 若松区本町三丁目 6 1 6 番 3 地先まで	7.1 ~ 7.7	146.2
3 1 6 3	用勺町 1 1 号 線	前	若松区用勺町 1 0 番 1 地先 から 若松区用勺町 4 番 7 地先ま で	5.5 ~ 6.1	382.3
		後	若松区用勺町 1 0 番 1 地先 から 若松区用勺町 4 番 7 地先ま で	5.5 ~ 6.1	382.3
3 1 7 7	用勺町 2 6 号 線	前	若松区用勺町 2 1 番 3 地先 から 若松区用勺町 1 7 番 5 地先 まで	3.1 ~ 6.4	212.0

		後	若松区用勺町 2 1 番 3 地先 から 若松区用勺町 1 7 番 5 地先 まで	2.8 ～ 6.4	213.1
5 0 1	中央桃 園 1 号 線	前	八幡東区中央二丁目 3 0 番 2 地先から 八幡東区桃園四丁目 2 番地 先まで	14.5 ～ 34.2	3,059.5
		後	八幡東区中央二丁目 3 0 番 2 地先から 八幡東区桃園四丁目 2 番地 先まで	14.5 ～ 34.2	3,060.7
7 0 8	宮の町 小熊野 1 号線	前	八幡東区宮の町一丁目 1 0 3 1 番 1 地先から 八幡東区大字小熊野 1 3 3 6 番地先まで	4.0 ～ 13.1	973.3
		後	八幡東区宮の町一丁目 1 0 3 1 番 1 地先から 八幡東区大字小熊野 1 3 3 6 番地先まで	4.0 ～ 13.1	973.3
1 0 0 6	西本町 3 7 号 線	前	八幡東区西本町三丁目 3 番 8 地先から 八幡東区西本町三丁目 4 番 1 4 地先まで	5.4 ～ 9.5	130.0
		後	八幡東区西本町三丁目 3 番 1 地先から 八幡東区西本町三丁目 4 番 1 4 地先まで	5.4 ～ 9.5	130.0
1 5 3 1	西本町 1 0 号 線	前	八幡東区西本町一丁目 1 9 番 4 地先から 八幡東区西本町三丁目 5 番 2 2 地先まで	11.5 ～ 30.0	608.4

		後	八幡東区西本町一丁目 1 9 番 4 地先から 八幡東区西本町三丁目 5 番 2 2 地先まで	11.5 ～ 30.6	609.4
1 7 0 5	帆柱 4 号線	前	八幡東区帆柱一丁目 1 5 5 3 番 1 地先から 八幡東区帆柱一丁目 1 5 4 5 番 6 1 地先まで	2.4 ～ 10.6	187.1
		後	八幡東区帆柱一丁目 1 5 5 3 番 1 地先から 八幡東区帆柱一丁目 1 5 4 5 番 6 1 地先まで	2.4 ～ 6.5	186.7
1 8 5 5	山路 2 号線	前	八幡東区山路二丁目 1 3 3 0 番 1 地先から 八幡東区山路二丁目 1 3 0 6 番 2 地先まで	1.0 ～ 3.7	111.5
		後	八幡東区山路二丁目 1 2 3 7 番 6 地先から 八幡東区山路二丁目 1 3 0 6 番 2 地先まで	1.0 ～ 3.7	112.1
1 8 5 9	山路 6 号線	前	八幡東区山路二丁目 1 2 3 5 番地先から 八幡東区山路二丁目 1 2 9 0 番地先まで	0.5 ～ 4.5	195.3
		後	八幡東区山路二丁目 1 2 3 5 番地先から 八幡東区山路二丁目 1 2 9 0 番地先まで	0.5 ～ 4.5	192.9
7 1 9	香月 8 号線	前	八幡西区大字香月 2 1 7 3 番 4 地先から 八幡西区大字香月 1 8 7 1 番 4 地先まで	7.4 ～ 14.3	284.1

		後	八幡西区大字香月 2 1 7 3 番 4 地先から 八幡西区大字香月 1 8 7 1 番 4 地先まで	7.4 ～ 14.3	284.1
7 3 4	光明 1 号線	前	八幡西区光明二丁目 1 0 番 1 2 地先から 八幡西区光明二丁目 4 番 3 地先まで	15.8 ～ 16.3	502.1
		後	八幡西区光明二丁目 1 0 番 1 2 地先から 八幡西区光明二丁目 4 番 3 地先まで	15.8 ～ 16.0	501.7
1 1 4 1	浅川台 3 号線	前	八幡西区大字浅川 7 9 5 番 7 地先から 八幡西区浅川台一丁目 7 9 6 番 8 8 地先まで	8.5 ～ 10.9	177.1
		後	八幡西区大字浅川 7 9 5 番 7 地先から 八幡西区浅川台一丁目 7 9 6 番 8 8 地先まで	8.5 ～ 10.9	177.1
1 1 4 2	浅川台 4 号線	前	八幡西区大字浅川 7 9 6 番 7 地先から 八幡西区浅川台一丁目 7 9 6 番 4 0 地先まで	4.3 ～ 16.2	223.1
		後	八幡西区浅川台一丁目 7 9 6 番 9 地先から 八幡西区浅川台一丁目 7 9 6 番 4 0 地先まで	4.3 ～ 6.0	223.5
2 2 9 3	香月 2 3 5 号 線	前	八幡西区大字香月 2 1 9 4 番 6 地先から 八幡西区大字香月 1 8 1 5 番 2 地先まで	2.7 ～ 6.2	269.2

		後	八幡西区大字香月 2 1 9 4 番 6 地先から 八幡西区大字香月 1 8 1 5 番 2 地先まで	2.7 ～ 6.2	269.6
2 5 4 7	熊手 1 号線	前	八幡西区熊手一丁目 7 6 番 地先から 八幡西区熊手一丁目 6 番地 先まで	5.9 ～ 7.3	188.3
		後	八幡西区熊手一丁目 7 6 番 地先から 八幡西区熊手一丁目 6 番地 先まで	5.9 ～ 7.3	187.7
2 5 5 1	熊手 5 号線	前	八幡西区熊手二丁目 1 8 番 1 地先から 八幡西区熊手二丁目 1 0 9 番地先まで	9.7 ～ 9.8	136.7
		後	八幡西区熊手二丁目 1 8 番 1 地先から 八幡西区熊手二丁目 1 0 9 番地先まで	9.5 ～ 9.9	137.2
2 5 5 2	熊手 6 号線	前	八幡西区熊手二丁目 6 1 番 地先から 八幡西区熊手二丁目 6 6 番 地先まで	1.4 ～ 2.0	57.8
		後	八幡西区熊手二丁目 6 1 番 地先から 八幡西区熊手二丁目 6 4 番 1 地先まで	1.4 ～ 2.0	58.1
2 5 5 3	熊手 7 号線	前	八幡西区熊手二丁目 1 8 番 4 地先から 八幡西区熊手二丁目 3 9 番 地先まで	5.9 ～ 9.0	95.7

		後	八幡西区熊手二丁目18番 4地先から 八幡西区熊手二丁目39番 地先まで	5.8 ～ 9.1	95.7
2555	熊手9 号線	前	八幡西区熊手二丁目16番 10地先から 八幡西区熊手二丁目96番 地先まで	6.1 ～ 8.4	229.8
		後	八幡西区熊手二丁目16番 10地先から 八幡西区熊手二丁目95番 地先まで	6.2 ～ 8.9	230.7
2582	黒崎4 号線	前	八幡西区黒崎一丁目1番7 地先から 八幡西区黒崎一丁目10番 12地先まで	9.7 ～ 15.9	96.3
		後	八幡西区黒崎一丁目1番7 地先から 八幡西区黒崎一丁目10番 12地先まで	9.7 ～ 15.9	96.3
2930	光明1 1号線	前	八幡西区光明二丁目5番2 地先から 八幡西区光明二丁目4番5 地先まで	6.0	50.4
		後	八幡西区光明二丁目5番2 地先から 八幡西区光明二丁目4番5 地先まで	6.0	50.2
5086	丸尾町 2号線	前	八幡西区丸尾町7番32地 先から 八幡西区丸尾町6番9地先 まで	5.9 ～ 6.1	141.5



		後	八幡西区丸尾町7番32地 先から 八幡西区丸尾町6番9地先 まで	5.9 ～ 6.1	141.5
--	--	---	-------------------------------------------	-----------------	-------

北九州市告示第 83 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり平成 30 年 3 月 29 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 30 年 3 月 29 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
733	社ノ木上藤松 1 号線	門司区社ノ木一丁目 2 番 1 地先から 門司区上藤松一丁目 1 4 7 4 番 5 地先まで
1127	稲積 2 号線	門司区稲積一丁目 9 番 8 地先から 門司区稲積一丁目 1 番 1 地先まで
1479	吉志 10 8 号線	門司区大字吉志 1 1 9 0 番 1 地先から 門司区吉志五丁目 1 1 9 4 番 9 地先まで
1510	吉志 13 9 号線	門司区大字吉志 1 1 0 2 番 6 地先から 門司区大字吉志 1 2 3 1 番 1 地先まで
3281	吉志 24 0 号線	門司区吉志五丁目 1 1 9 4 番 4 地先から 門司区吉志五丁目 1 1 7 7 番 2 地先まで
709	宇佐町大畠 1 号線	小倉北区宇佐町一丁目 2 0 8 番 1 1 地先から 小倉北区大畠二丁目 8 9 1 番 8 地先まで
746	下到津都 1 号線	小倉北区下到津四丁目 1 4 7 番 5 地先から 小倉北区都一丁目 1 0 9 4 番 2 地先まで
1301	宇佐町 1 号線	小倉北区宇佐町一丁目 2 1 4 番 1 地先から 小倉北区宇佐町一丁目 1 6 7 番 2 1 地先まで
1992	山門町 5 号線	小倉北区山門町 4 5 5 番 2 地先から 小倉北区山門町 4 7 5 番 1 地先まで

1 3 0 2	上吉田 1 5 号線	小倉南区上吉田一丁目 8 1 7 番 3 地先から 小倉南区上吉田一丁目 8 3 2 番 2 地先まで
2 8 8 7	徳力 2 1 号線	小倉南区徳力二丁目 7 1 0 番 7 地先から 小倉南区大字徳力 9 2 5 番 4 1 地先まで
2 8 8 8	徳力 2 2 号線	小倉南区大字徳力 7 0 1 番 3 地先から 小倉南区大字徳力 9 1 7 番地先まで
2 8 9 4	徳力 2 8 号線	小倉南区大字徳力 7 3 3 番 1 6 地先から 小倉南区徳力二丁目 7 2 5 番 5 地先まで
3 5 8 8	沼緑町 1 5 号線	小倉南区葛原東二丁目 1 1 9 7 番地先から 小倉南区沼緑町三丁目 5 9 8 番 5 地先まで
5 1 5 5	徳力 8 9 号線	小倉南区徳力二丁目 7 0 6 番 2 地先から 小倉南区徳力二丁目 7 2 8 番 1 地先まで
5 1 9 7	上吉田 9 1 号線	小倉南区上吉田一丁目 9 0 1 番 2 地先から 小倉南区上吉田一丁目 9 1 2 番 4 地先まで
5 6 5 2	上吉田 9 6 号線	小倉南区上吉田一丁目 9 1 3 番 4 地先から 小倉南区上吉田一丁目 9 1 6 番 1 4 地先まで
3 0 7 1	本町 3 1 号線	若松区本町三丁目 5 4 8 番 6 1 地先から 若松区本町三丁目 5 7 1 番 1 地先まで
3 0 7 8	本町 3 8 号線	若松区本町三丁目 5 6 3 番地先から 若松区本町三丁目 6 1 6 番 3 地先まで
3 1 6 3	用勺町 1 1 号線	若松区用勺町 1 0 番 1 地先から 若松区用勺町 4 番 7 地先まで
3 1 7 7	用勺町 2 6 号線	若松区用勺町 2 1 番 3 地先から 若松区用勺町 1 7 番 5 地先まで
3 8 7 2	塩屋 1 7 5 号線	若松区大字塩屋 3 5 番 2 から 若松区大字塩屋 3 4 番まで
5 0 1	中央桃園 1 号線	八幡東区中央二丁目 3 0 番 2 地先から 八幡東区桃園四丁目 2 番地先まで

708	宮の町小 熊野1号 線	八幡東区宮の町一丁目1031番1地先から 八幡東区大字小熊野1336番地先まで
1006	西本町3 7号線	八幡東区西本町三丁目3番1地先から 八幡東区西本町三丁目4番14地先まで
1531	西本町1 0号線	八幡東区西本町一丁目19番4地先から 八幡東区西本町三丁目5番22地先まで
1705	帆柱4号 線	八幡東区帆柱一丁目1553番1地先から 八幡東区帆柱一丁目1545番61地先まで
1855	山路2号 線	八幡東区山路二丁目1237番6地先から 八幡東区山路二丁目1306番2地先まで
1859	山路6号 線	八幡東区山路二丁目1235番地先から 八幡東区山路二丁目1290番地先まで
2000	中央尾倉 1号線	八幡東区春の町五丁目16番18地先から 八幡東区東田二丁目2番124地先まで
2102	西本町3 8号線	八幡東区西本町三丁目7番地先から 八幡東区西本町三丁目3番1地先まで
2104	山路20 号線	八幡東区山路二丁目1237番1地先から 八幡東区山路二丁目1242番12地先まで
2105	山路21 号線	八幡東区山路二丁目1242番5地先から 八幡東区山路二丁目1245番1地先まで
2106	山路22 号線	八幡東区山路二丁目1242番12地先から 八幡東区山路二丁目1245番5地先まで
734	光明1号 線	八幡西区光明二丁目10番12地先から 八幡西区光明二丁目4番3地先まで
1141	浅川台3 号線	八幡西区大字浅川795番7地先から 八幡西区浅川台一丁目796番88地先まで

1 1 4 2	浅川台 4 号線	八幡西区浅川台一丁目 7 9 6 番 9 地先から 八幡西区浅川台一丁目 7 9 6 番 4 0 地先まで
2 2 9 3	香月 2 3 5 号線	八幡西区大字香月 2 1 9 4 番 6 地先から 八幡西区大字香月 1 8 1 5 番 2 地先まで
2 5 4 7	熊手 1 号 線	八幡西区熊手一丁目 7 6 番地先から 八幡西区熊手一丁目 6 番地先まで
2 5 5 1	熊手 5 号 線	八幡西区熊手二丁目 1 8 番 1 地先から 八幡西区熊手二丁目 1 0 9 番地先まで
2 5 5 2	熊手 6 号 線	八幡西区熊手二丁目 6 1 番地先から 八幡西区熊手二丁目 6 4 番 1 地先まで
2 5 5 3	熊手 7 号 線	八幡西区熊手二丁目 1 8 番 4 地先から 八幡西区熊手二丁目 3 9 番地先まで
2 5 5 5	熊手 9 号 線	八幡西区熊手二丁目 1 6 番 1 0 地先から 八幡西区熊手二丁目 9 5 番地先まで
2 5 8 2	黒崎 4 号 線	八幡西区黒崎一丁目 1 番 7 地先から 八幡西区黒崎一丁目 1 0 番 1 2 地先まで
2 9 3 0	光明 1 1 号線	八幡西区光明二丁目 5 番 2 地先から 八幡西区光明二丁目 4 番 5 地先まで
5 0 8 6	丸尾町 2 号線	八幡西区丸尾町 7 番 3 2 地先から 八幡西区丸尾町 6 番 9 地先まで
6 6 1 1	香月西 1 7 号線	八幡西区香月西二丁目 1 7 9 6 番 3 地先から 八幡西区香月西二丁目 1 8 4 9 番 3 地先まで
6 6 1 2	香月西 1 8 号線	八幡西区香月西二丁目 1 8 3 9 番 4 地先から 八幡西区香月西二丁目 1 8 1 3 番 1 地先まで

北九州市告示第 8 4 号

河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号）第 1 6 条の 3 第 1 項の規定による河川工事を完了したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 0 年 3 月 2 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 河川の名称及び区間

名称	区間			
	区分	上流端	下流端	延長(m)
一級河川 新々堀川	左岸	北九州市八幡西区 大膳二丁目 9 5 6 番 4 地先	北九州市八幡西区 夕原町 2 3 番 1 地 先本城橋	5, 1 0 0
	右岸	北九州市八幡西区 大膳二丁目 2 3 番 地先		

2 河川工事の内容

都市基盤河川改修事業

3 河川工事の完了の日

平成 3 0 年 3 月 1 5 日

北九州市告示第 85 号

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条の 3 第 1 項の規定により河川工事を実施するので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 30 年 3 月 29 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 河川の名称及び区間

名称	区間			
	区分	上流端	下流端	延長 (m)
一級河川 笹尾川	左岸	北九州市八幡西区 大字笹田 1 0 4 9 番 3 地先	北九州市八幡西区 大字野面 1 2 4 7 番 2 地先	1, 770
	右岸	北九州市八幡西区 大字笹田 9 8 0 番 6 地先	北九州市八幡西区 野面二丁目 2 2 8 4 番 2 地先	
一級河川 金剛川	左岸	北九州市八幡西区 金剛一丁目 1 6 1 5 番 1 1 地先	北九州市八幡西区 野面二丁目 2 4 3 1 番 2 地先	1, 440
	右岸	北九州市八幡西区 金剛一丁目 1 6 1 4 番 2 地先	北九州市八幡西区 楠橋南三丁目 2 4 3 2 番 2 地先	
一級河川 江川	左岸	北九州市若松区高 須東三丁目 5 番地 1 0 1 地先	北九州市若松区大 字払川 3 9 番 1 地 先	4, 350
	右岸	北九州市八幡西区 大字浅川 6 5 9 番 1 地先	北九州市八幡西区 御開五丁目 3 7 9 5 番 6 地先	
二級河川 割子川	左岸	北九州市八幡西区 大字市瀬 1 3 4 番 1 地先	河口	7, 272
	右岸	北九州市八幡西区 市瀬 1 4 0 番 1 地 先		
二級河川 板櫃川	左岸	北九州市小倉北区 上到津二丁目 4 0	北九州市小倉北区 西港町 2 番 2 地先	2, 800

		番 2 地先		
	右岸	北九州市小倉北区 真鶴一丁目 2 7 6 番 3 地先		
二級河川 竹馬川	左岸 右岸	北九州市小倉南区 横代北町二丁目 8 6 2 番 3 地先	河口	6, 2 4 5
二級河川 貫川	左岸 右岸	北九州市小倉南区 大字貫 1 7 8 8 番 3 地先 北九州市小倉南区 大字貫 1 8 1 2 番 2 地先	河口	4, 1 3 0
二級河川 金山川	左岸 右岸	北九州市八幡西区 町上津役東二丁目 2 1 1 4 番 5 地先 北九州市八幡西区 町上津役東一丁目 1 8 5 9 番 1 地先	一級河川新々堀川 への合流点	8, 0 0 0
二級河川 紫川	左岸 右岸	北九州市小倉北区 中島二丁目 4 5 8 番 1 1 地先貴船橋 北九州市小倉南区 大字高津尾 5 5 3 番 3 地先二級河川 東谷川への合流点	河口 北九州市小倉南区 徳力七丁目 5 9 3 番 5 地先桜橋	2, 2 0 0 1, 5 0 0
二級河川 相割川	左岸 右岸	北九州市門司区大 字吉志 1 7 9 番地 先 北九州市門司区大 字吉志 1 8 3 番地 先	河口	2, 6 6 5
二級河川 神嶽川	左岸	北九州市小倉北区 三郎丸二丁目 1 8	二級河川紫川への 合流点	2, 7 8 0



		9 番 1 6 地先		
	右岸	北九州市小倉北区 熊本四丁目 1 3 2 8 番 2 地先		
(派川) 二級河川 砂津川	左岸 右岸	二級河川神嶽川か らの分派点	北九州市小倉北区 末広一丁目 2 3 3 地先砂津大橋	1, 240
二級河川 撥川	左岸 右岸	北九州市八幡西区 西鳴水二丁目 5 5 番 4 地先鳴水橋	北九州市八幡西区 大字熊手 2 7 1 4 番 1 地先橋梁	2, 853
二級河川 志井川	左岸 右岸	北九州市小倉南区 大字志井 1 6 2 9 番 4 地先 北九州市小倉南区 大字志井 1 7 0 0 番 3 地先	二級河川紫川への 合流点	3, 480

2 河川工事の内容

都市基盤河川改修事業

3 河川工事の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 40 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第 86 号

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条の 3 第 1 項の規定により河川工事を実施するので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 30 年 3 月 29 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 河川の名称及び区間

名称	区間			
	区分	上流端	下流端	延長 (m)
二級河川 板櫃川	左岸	北九州市八幡東区 大字大蔵 2 1 2 3 番 1 1 地先	北九州市小倉北区 上到津二丁目 4 0 番 2 地先	6, 4 9 3
	右岸	北九州市八幡東区 大字大蔵 2 1 2 3 番 1 1 地先	北九州市小倉北区 真鶴一丁目 2 7 6 番 3 地先	

2 河川工事の内容

統合河川環境整備事業

3 河川工事の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 40 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第 87 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 46 条第 2 項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、法第 51 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

平成 30 年 3 月 29 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（生活介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
リーフ 北九州市小倉北区 木町四丁目 13 番 6 号	社会福祉法人晴風会 北九州市小倉北区木町四 丁目 13 番 6 号 理事長 柴田 晃	特定無し	4017800519

(2) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援 B 型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
リーフ 北九州市小倉北区 木町四丁目 13 番 6 号	社会福祉法人晴風会 北九州市小倉北区木町四 丁目 13 番 6 号 理事長 柴田 晃	特定無し	4017800519

2 事業廃止年月日

平成 30 年 1 月 31 日

北九州市告示第 88 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市立老松球場における照明設備使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 30 年 3 月 29 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
朝日建物管理株式会社 九州支店	北九州市小倉北区大門 二丁目 1 番 8 号	平成 30 年 4 月 1 日か ら平成 31 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第 89 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市立萩ヶ丘球場における照明設備使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 30 年 3 月 29 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社コナミスポーツクラブ	東京都品川区東品川四丁目 10 番 1 号	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第 90 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市立岡田球場における照明設備使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 30 年 3 月 29 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社スピナ	北九州市八幡東区平野 二丁目 11 番 1 号	平成 30 年 4 月 1 日か ら平成 31 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第 9 1 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市立大池球場における照明設備使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 3 0 年 3 月 2 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社スピナ	北九州市八幡東区平野 二丁目 1 1 番 1 号	平成 3 0 年 4 月 1 日か ら平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第92号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画の種類  
公園
- 2 都市計画を変更する都市計画の名称  
6・5・3号 桃園公園
- 3 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分 北九州市八幡東区桃園二丁目、桃園三丁目及び桃園四丁目
- 4 縦覧場所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市建設局公園緑地部緑政課



北九州市訓令第 1 号

北九州市教育委員会訓令第 2 号

庁中一般

北九州市電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 30 年 3 月 29 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

北九州市電気工作物保安規程（昭和 42 年 <sup>北九州市訓令第 7 号</sup>  
<sub>北九州市教育委員会訓令第 1 号</sub>）

の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び病院局」を「、病院局及び公営競技局」に改める。

付 則

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市消防局訓令第1号

庁中一般

北九州市消防職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める

。

平成30年3月29日

北九州市消防長 土田久好

北九州市消防職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令

北九州市消防職員出勤簿処理規程（昭和44年北九州市消防局訓令第7号）

の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条以下」を削る。

付 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。